

【概要】

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担を軽減する目的、リフレッシュの保育ニーズに応えるためのもの

<基本補助額>

基本となる運営費を補助するもの

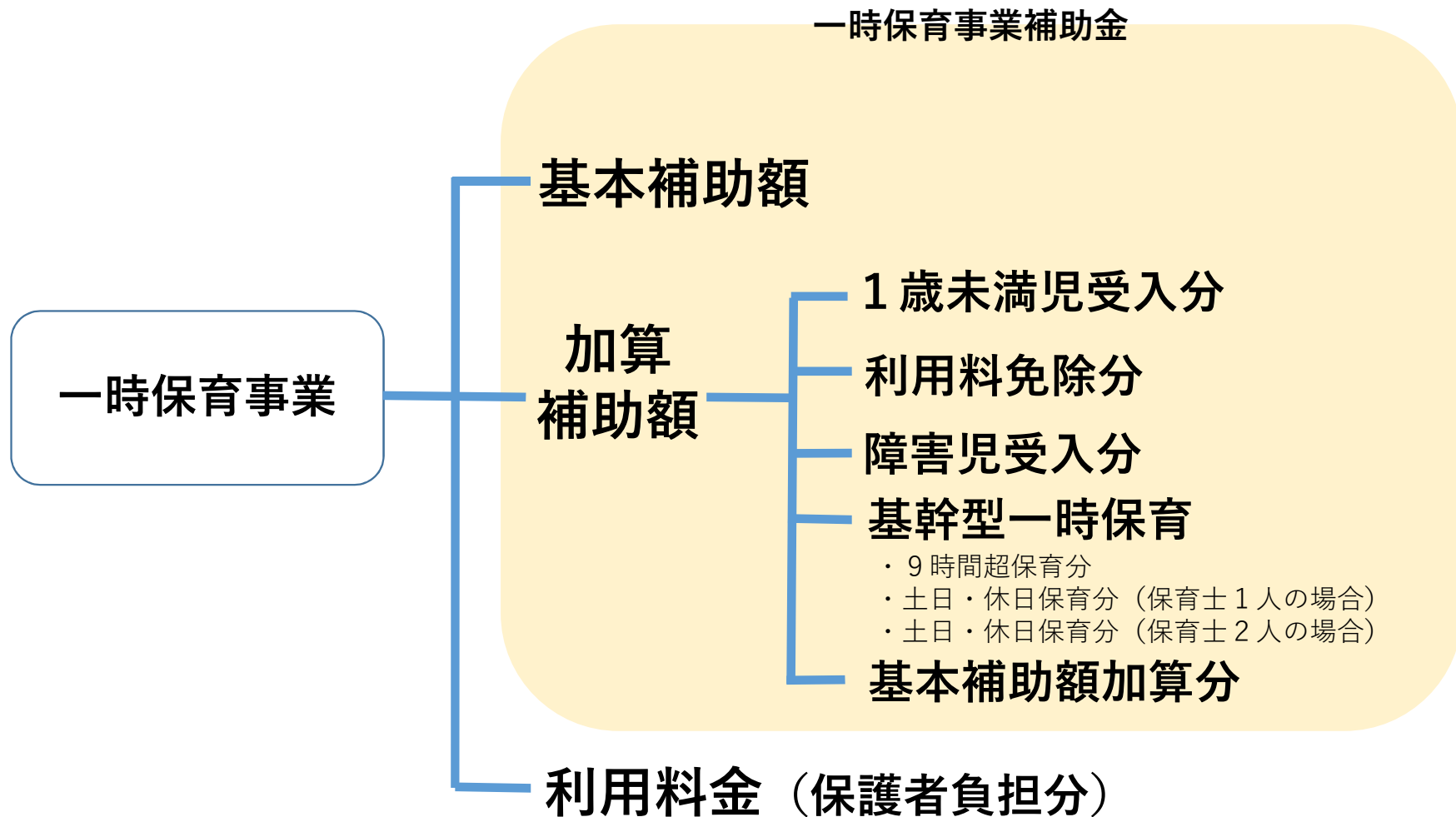
<加算補助額>

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、補助するもの

- ・ 1歳未満児受入分
- ・ 利用料免除分
- ・ 障害児受入分
- ・ 基幹型一時保育
 - ・ 9時間超保育分
 - ・ 土日・休日保育分（保育士1人の場合）
 - ・ 土日・休日保育分（保育士2人の場合）
- ・ 基本補助額加算分

一時保育事業 構成図

資料2-14



※補助単価の改定がある場合は、確定次第連絡いたします。

利用料減免について

資料2-14

川崎市民以外の方でも一時保育の利用は可能ですが、利用料減免の対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| ① <u>生活保護世帯</u> （昼食・おやつ代は500円を上限に加算） | ⑤ 児童扶養手当受給世帯 |
| ② 非課税世帯（単身赴任は除く） | ⑥ きょうだい減免 |
| ③ 年収360万未満世帯 | ⑦ 多胎児 |
| ④ 里親に委託されている児童 | |

<申請書類>

- ・減免事由に複数該当する場合は、いずれか一つの証明で足ります。

ただし、生活保護世帯、非課税世帯、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯のいずれかに該当する場合は、きょうだい減免及び多胎児よりも優先としてください。

- ・利用料減免に係る挙証資料については、本資料の8ページ「別紙」以降に詳しく記載がありますので、ご確認ください。

幼稚園児等が一時保育を利用する場合

一時保育は、基本的に認可保育所等に在籍のない児童が利用対象となります。

幼稚園の長期休暇期間や、幼稚園の開所日が園の都合によりお休みになる場合に限り、利用することができます。ただし、きょうだい減免、多胎児減免を適用することはできません。

認可保育所等（市外施設を含む）

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業

令和 6 年度 一時保育事業実施施設 基本補助額変更交付・実績報告

資料2-14

申請・報告書類	申請・報告期限
令和 6 年度一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書 （第8号様式）※	令和 7 年 3 月 3 1 日付 で 4 月 4 日（金）まで
令和 6 年度一時保育事業利用実績表※	
令和 6 年度一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書 （第9号様式）	
令和 6 年度一時保育事業実績報告書（第10号様式）	令和 7 年 3 月 3 1 日付 で 4 月末日まで

※一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書・利用実績表は、年間利用児童数が当初見込みを上回る区分又は下回る区分となり、当初交付額が変更となる場合に提出が必要です。

令和 7 年度 一時保育事業実施施設 基本補助額交付申請

資料2-14

	申請・報告書類	申請・報告期限
基本 補助 額	令和 7 年度一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書 （第 5 号様式）※1	令和 7 年 4 月 1 日付で申請 令和 7 年 7 月上旬
	令和 7 年度一時保育事業利用見込表	
	令和 7 年度一時保育事業予算書	
	令和 7 年度一時保育担当職員名簿（要件緩和の時のみ）※2	

- ※ 1 一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書は要件緩和を適用する場合としない場合で申請書が異なりますので、ご注意ください。
- ※ 2 要件緩和を適用する場合のみ、一時保育担当者名簿が必要となります。

令和7年度 一時保育事業実施施設 加算補助額の申請・利用状況報告

資料2-14

	申請・報告書類	申請・報告期限
加算補助額	令和7年度一時保育事業加算補助額交付申請書（第7号様式）	四半期ごとに申請 4月～6月…7月上旬 7月～9月…10月上旬 10月～12月…1月上旬 1月～3月…4月上旬
	一時保育事業加算補助額内訳書	
	減免挙証資料	
報告	一時保育事業利用状況報告書（第4号様式）	

申請書や報告書は、申請時期になりましたら、保育第1課より、申請書一式をメールで送付します。

メールに記載された提出期限内に提出してください。